

(社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正)
第五条 社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令(令和三年厚生労働省令第百六十八号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(勘定区分)</p> <p>第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第三十四号)第二十五条に規定する医療介護情報等特別会計のうち、法第二十六条に規定する支払基金連結情報提供業務に係る経理においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p>
改正前	<p>(勘定区分)</p> <p>第二条 法第二十六条に規定する支払基金連結情報提供業務に係る経理についての特別会計(以下「支払基金連結情報提供関係特別会計」という。)においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p>

附則

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の八の二第二項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和四年十二月二十八日
厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。附則において「設備運営基準」という。)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を行うときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その</p>
改正前	<p>(新設)</p>

他の児童の所在を確実に把握することができする方法により、児童の所在を確認しなければならぬ。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれがないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を行うときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれがないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその</p>
改正前	<p>(新設)</p>

他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第三条 (児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。附則において「指定入所施設基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

改正後	(自動車を行う場合の所在の確認) 第三十七条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を行うときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	(新設)	改正前
-----	---	------	-----

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第四条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号。附則において「家庭的保育事業等基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

改正後	(自動車を行う場合の所在の確認) 第七条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を行うときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。	(新設)	改正前
-----	--	------	-----

その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	(自動車を行う場合の所在の確認) 第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を行うときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	(新設)	改正前
-----	---	------	-----

附則

施行期日
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。
第二条 (自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)
 第一条の規定による改正後の設備運営基準第六条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
第三条 第二条の規定による改正後の指定通所支援基準第四十条の三第二項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第四条 第四条の表の規定による改正後の家庭の保育事業等基準第七條の三第二項の規定の適用については、家庭の保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車等を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するプザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「プザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にプザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭の保育事業者等は、プザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の設備運営基準第一条第二号中「第七十二条第一号」を「第七十二条第一号」に並びに附則第九十四条第一項を「並びに附則第九十四条第一項」に改め、同表改正後欄の設備運営基準第一条第二号中「第七十二条第一号」を「並びに第七十二条第一号」に改め、並びに附則第九十四条第一項を「第六條の三」の下に「第六條の四」を加え、同欄の設備運営基準第六條の三第一項中「以下この条において同じ」を「以下この条及び次条において同じ」に改める。

第三条の表改正後欄の指定通所支援基準第十号中「第四十條の二（第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四、第七十九條）において準用する場合を含む。」を「第七十條の二（第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條）において準用する場合を含む。」、第四十條の三第一項（第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條）において準用する場合を含む。、第四十條の三第二項（第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二及び第七十一條の六）において準用する場合を含む。に改め、同欄の指定通所支援基準第七十一條の十四中「第四十條の二」の下に「第四十條の三第一項」を加え、同欄の指定通所支援基準第七十九條中「第四十條の二」の下に「第四十條の三第一項」を加える。

第四条の表改正後欄の指定入所施設基準第一条第三号中「第三十七條の二（第五十七條）において準用する場合を含む。」の下に「第三十七條の三（第五十七條）において準用する場合を含む。」を加える。

第五条の表改正後欄の家庭の保育事業等基準第一条第二号中「第七條の二」の下に「第七條の三」を加える。

○厚生労働省令第七十六号
 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十五條第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令
 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十五條第二項の業務方法書に記載すべき事項は、社会保険診療報酬支払基金が行う支払基金電子処方箋管理業務（同条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。）に関し必要な事項とする。

附則

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十七号
 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十八條第二項及び第三十四條の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令（経理原則）

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）以下「法」という。第二十五條第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務（以下「支払基金電子処方箋管理業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の実に基づいて処理しなければならない。

（勘定区分）

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）第二十五條に規定する医療介護情報等特別会計のうち、法第二十六條に規定する支払基金電子処方箋管理業務に係る経理においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

（予算の内容）

第三条 前条の経理の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一 第七条第二項の規定による経費の指定

二 第八条第一項ただし書の規定による経費の指定

三 その他予算の実施に関し必要な事項

（予算の添付書類）

第五条 支払基金は、法第二十七條前段の規定により、支払基金電子処方箋管理業務に関し、予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 その他当該予算の参考となる書類

2 支払基金は、法第二十七條後段の規定により、支払基金電子処方箋管理業務に関し、予算の変更を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第六条 支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の流用）

第七条 支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2 支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 支払基金は、法第二十七條後段の規定により、支払基金電子処方箋管理業務に関し、予算の変更を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第六条 支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の流用）

第七条 支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2 支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。